1人1票実現国民会議

政府・行政刷新会議による事業仕分けは、長年の政・官の癒着による税金の無 駄遣いを国民に前に明らかにし、予算策定過程の透明性を格段に高めることを 企図したものである。政権交代によって国会と内閣のあり方がこれまでと大き く変わり、国民にとって政治が身近なものになったことは確かである。しかし、 政府と司法の関わりはいまだ改革が着手されておらず、最高裁判所裁判官の指 名・任命手続が不透明なままである。われわれ1人1票実現国民会議は、この 手続の透明性の確保を求め、最高裁判所裁判官候補者に関する十分な情報の国 民への開示を提言するものである。

そもそも最高裁判所は、最高かつ最終の裁判権をもつ国の機関である。それを通じて司法権が統合的に行使され、秩序だった法解釈や法運用が可能となる。そしてさらに重要なことは、最終的な憲法解釈権を与えられた機関だということである(憲法 81 条)。それは、国会が十分に機能しないときに、人権保障の最後の砦として、憲法保障の中心的役割を担うべき機関として憲法上位置づけられているということであり、同時に、国会・内閣の行動を憲法の観点から評価するという言味で、きわめて政治的意味をもつ機関でもあるということである。

これらの権限が適切に行使されるか否かは、裁判官の人選に大きく影響される。 ところが、内閣による最高裁判所裁判官の指名・任命手続は必ずしも透明性の ある客観的なものではない。のみならず、指名・任命後に行われる国民審査制 度も、国民が手持ち情報を持たないまま、そのほとんどが白紙で投票するなど して形骸化しており、最高裁判所裁判官の人選は国民のための司法という理想 からはかけ離れた実態にある。

司法制度のあり方を総合的に提示した政府・司法制度改革審議会意見書(平成13年)は、裁判官の選任について、透明性・客観性のあるものにすることを求めており、これを受けて下級裁判所裁判官については諮問委員会制度が導入されている。しかし、最高裁判所裁判官については、透明性・客観性と、国民審査対象の裁判官に関する情報開示の充実に努めるべきことが抽象的に掲げられ

ているが、それらが具体化される動きはない。

透明性・客観性の確保と情報開示の充実を具体化する際の手がかりになるのは、アメリカ連邦最高裁判事の選任手続である。連邦最高裁判事は、大統領が指名した候補者に、上院が助言と同意を与え、大統領が任命する。その過程で、裁判官候補者に関する様々な情報が検討される。具体的には上院司法委員会で公聴会が開かれ、候補者の過去の経歴、発言、活動、過去の裁判など、裁判官としての能力面のみならず、政治信条やイデオロギーまで、あらゆることが吟味された後、上院司法委員会の議決、上院の同意を経て、最終的に大統領が任命を行う。候補者の様々な情報を引き出し、民主的な議会が候補者を審査することが、人選の公正さを支え、司法への国民の信頼を確保しているのである。

日本では憲法上、最高裁判所裁判官の指名・任命は内閣によって行われることになっており、そこに国会が関与することはない。事後的に、国民自身が裁判官の罷免を行う国民審査制度を取り入れているだけである。憲法は、国民が国政において主権者として直接その主権を行使する場面をこの国民審査と憲法改正国民投票の2つに限定した。よって、この国民審査は国民が主体的に主権者として行動するきわめて重要な場面なのである。その重要な権限を国民が適切に行使できるようにするためには、国民審査の際に裁判官に関する情報を開示して、判断を実のあるものにすることが不可欠であることは論を待たない。

問題はその方法である。確かに、第75回参議院等で審議されたような諮問委員会を設置することは、選任過程の透明性・客観性を高めるひとつの方向性ではある。しかし、より重要なことは、候補者の経歴、過去に関与した判決等、過去の発言・著作その他の活動などのほか、議員定数不均衡問題などの我が国の民主主義実現にとって不可欠の重要問題に対する考え方が国民に明らかにされることである。このような選任過程の情報とともに、就任以降の裁判実績情報が国民に広く開示されれば、国民審査は国民の主権行使の場としてふさわしい実質的で充実したものとなるものと確信する。

これまで特定の政治グループによって半世紀にわたって不透明なままに行われてきた最高裁判所裁判官の指名・任命手続きを、政権交代を機に一気に透明度の高いものに改め、同時にこの手続の過程において、将来の国民審査の際に必要な情報を国民に提供する場を設けることを提言する。

具体的には、日銀総裁や人事院総裁など特に重要な国会同意人事対象の候補者

について現在既に行われている、衆参議院運営委員会における所信聴取・質疑の手続をより充実させ、米国の連邦最高裁判事の選任に際して上院司法委員会で行われているような公聴会に近い、充実した質疑の場を設けることなどが一案ではないかと思われる。また、内閣に「最高裁裁判官選定委員会」(仮称)を設け、そこにおいて候補者に対する公開の公聴会を実施することも考えられる。

これにより、政治のみならず司法も国民にとってより身近なものとなり、国民は国民審査の際に真に主権者としてふさわしい行動をとることができるようになるであろう。